

一時預かり事業利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、一時預かり事業に係る保育料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

なお、公立施設と私立施設では手続きが異なりますので、ご注意ください。

1. 対象経費

本事業の対象となる経費は、富士市内の施設が実施する一時預かり事業を利用する際に支払う保育料（食事代等の実費徴収分は除く）です。

ただし、一時預かり事業を利用した児童が子育てのための施設等利用給付を受けている場合は、本事業の対象外となります。

2. 対象者及び負担軽減上限額

本事業の対象者は、一時預かり事業を利用する児童の保護者であって、一時預かり事業を利用した日時点で富士市内に住所があり、かつ、次の①～④の要件のいずれかの世帯に属する方です。

要件	負担軽減上限額 ^{※2} (児童一人当たり)
①生活保護世帯	日額 3,000 円
②市町村民税非課税世帯 ^{※1}	日額 2,400 円
③市町村民税所得割額合算額 77,101 円未満世帯 ^{※1}	日額 2,100 円
④その他、特に支援が必要と認める世帯	日額 1,500 円

※1 一時預かり事業を利用した日が4月から8月までの場合は前年度の市町村民税所得割額により、9月から3月までの場合は今年度の市町村民税所得割額により判定します。

※2 負担軽減前の一時預かり事業の保育料が、負担軽減上限額より低い場合は、保育料の額が上限額となります。

3. 負担軽減方法と手続き

負担軽減方法と手続きは、以下の代理受領と償還払いの二通りあります。

<代理受領の場合>

利用施設	公立施設
必要書類	一時預かり保育料減免申請書
提出先	一時預かり事業を利用する公立施設
負担軽減方法	保育料から負担軽減額を差し引いた額を納付書にて請求（月単位）

<償還払いの場合>

利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・私立施設 ・(代理受領の手続きができなかった場合) 公立施設
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・富士市一時預かり利用者負担軽減事業費補助金交付申請書 ・一時預かり事業の利用に係る領収書の写し^{※3} ・申請者(保護者)の振込先の口座が分かるもの(通帳、キャッシュカードなど)^{※4} ・(生活保護世帯の場合)生活保護受給証明書 ・(要件②または③に該当し、市町村民税の情報が富士市にない場合)課税証明書等^{※5}
提出先	富士市役所 保育幼稚園課
提出期限	利用日が属する年度の3月31日(3月31日が営業日でない場合はその前営業日) ^{※6}
負担軽減方法	実際に支払った保育料と負担軽減上限額のいずれか低い額を、指定された口座に振り込み(月単位 ^{※7})

※3 領収書の再発行は原則行っておりませんので、紛失しないよう確実に保管願います。

※4 申請者(保護者)以外の振込先を指定する場合、委任状が必要になります。

※5 当該年(一時預かり事業を利用した日が4月から8月までの場合は前年)1月1日の住所地で発行する必要があります。

※6 利用日が3月末である等の理由により、手続きが間に合わない可能性がある場合は、下記問合せ先へ事前に必ずご連絡ください。

※7 申請は、1ヶ月分をまとめて行ってください。同じ月の利用により、複数回の申請は原則できません。

【問合せ先】

富士市役所 保育幼稚園課
施設支援担当
Tel : 0545-55-2928